

# 悪臭について

## 1 悪臭防止法に基づく敷地境界における規制基準

(1) 悪臭防止法第4条第1項第1号の規制基準 (単位：ppm)

特定悪臭物質の種類 (22項目)	区 域 の 区 分	
	赤色の区域 (A地域)	青色の区域 (B地域)
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

(2) 悪臭防止法第4条第1項第2号の規制基準

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに（1）に掲げる規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出して得た流量である。

## (3) 悪臭防止法第4条第1項第3号の規制基準

(mg/L)

特定悪臭物質の種類	排水水の量の区分	区域の区分	
		赤色の区域 (A地域)	青色の区域 (B地域)
メチルメルカプタン	$Q \leq 0.001$	0.03	0.06
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.007	0.01
	$0.1 < Q$	0.002	0.003
硫化水素	$Q \leq 0.001$	0.1	0.3
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.02	0.07
	$0.1 < Q$	0.005	0.02
硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.3	2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.07	0.3
	$0.1 < Q$	0.01	0.07
二硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.6	2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.1	0.4
	$0.1 < Q$	0.03	0.09

※Qは、工場その他の事業場から敷地外に排出される排水水の量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ ) を表す。

## 2 報告及び検査 (悪臭防止法第20条第1項)

悪臭防止法に基づいて、施設の運用の状況、悪臭原因物の排出防止設備の設置の状況その他必要な事項の報告を求めたり、当該場所へ立ち入り、物件を検査することができます。

## 3 改善勧告・命令 (悪臭防止法8条)

事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、悪臭防止法に基づいて、施設運用の改善等、その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置を勧告・命令する場合があります。

## 4 罰則 (悪臭防止法25条、27～31条)

改善命令等に違反した場合は、罰則があります。